

道路占用許可に関する、対象者への継続通知の発信

継続申請の受付をオンラインで開始します！

府民の皆様の利便性の向上を図るとともに、行政手続きの簡素化及び効率化を図ることを目的として、令和6年2月15日から運用しているオンラインによる道路占用許可申請の受付に加え道路占用の継続申請の受付を下記のとおり開始しますので、積極的にご活用ください。

なお、従来どおり書面での申請も受付可能です。

※道路占用とは、道路に工作物等を設置する等、継続して使用することであり、道路管理者の許可を受けなければなりません。また、占用期間末日を超えて継続して占用する必要がある場合は、道路占用の継続手続きを提出し、道路管理者からの許可を受けなければなりません。

1. 受付開始日 令和8年2月2日（月曜日）
2. 利用方法 大阪府建設CALSシステム 許認可電子申請ページ

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/cals/>

※ オンライン申請をはじめて利用する場合は、事前に利用者登録が必要です。

登録に関する窓口については、上記リンク先のオンライン申請覧をご確認ください。

3. 注意事項

- (1) システムに追加されるのは道路占用の継続申請手続きとなります。
- (2) 利用者登録が必要なため、次回の手続きが対象となります。
- (3) 占用にあたっては、原則占用料が発生します。
- (4) 提出した申請が必ずしも許可に至るわけではありません。
- (5) 占用許可書（紙面）の交付については、以下のとおりとします。
 - ・窓口受取の場合・・・電子メールで連絡となります、着信しましたら、窓口まで来所ください。
 - ・郵送の受取の場合・・・電子メール送信後、事前にお預かりした封筒及び切手にて発送します。

※占用内容等不明な点がある場合には、所管する土木事務所（URL : [大阪府／事務所の所管地域と管理河川一覧](#)）と事前協議（相談）をお願いします。

